

# 公 告

契約担当官  
陸上自衛隊施設学校  
会計課長 綾戸 常貴

次のとおり一般競争入札を行います。

## 1 入札に付する事項

件 名	規 格	単 位	数 量	履 行 期 限	履 行 場 所
給水タンク清掃役務	仕様書のとおり	ST	1	6.10.31	仕様書のとおり

## 2 参加資格

- 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C、D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者)

## 3 契約条項

- 役務請負契約条項
- 談合等の不正行為に関する特約条項
- 暴力団排除に関する特約条項
- 契約条項を示す場所：陸上自衛隊施設学校総務部会計課およびホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

## 4 説明会の日時及び場所：なし

## 5 入札実施日時及び場所：令和6年7月23日(火)11時00分 陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

## 6 保証金

- 入札保証金：免除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。)」の100分の5に相当する金額を徴収する。
- 契約保証金：免除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

## 7 無効入札

- 本公告に示した資格のない者の入札
- 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- 入札に関する条件に違反した入札
- 入札金額が明瞭でない入札
- FAX、電報、電話、電子メールの入札
- 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

## 8 落札決定方法

- 総額により決定する。
- 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 入札金額は消費税抜き価格とし、当該所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 契約書の作成：落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

## 10 その他

- 委任状について：入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- 資格審査結果通知：入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- 郵便入札について：郵便による入札は令和6年7月22日(月)17時00分までに下記宛先必着とする。  
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、赤字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。  
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。  
ア 日 時：令和6年7月26日(金)13時15分  
イ 場 所：陸上自衛隊勝田駐屯地 本部庁舎1F 会計課入札室
- 暴力団排除誓約事項：入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものであるとする。
- 問い合わせ・連絡先：〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274-3211(内線274) 担当 三上 直通FAX：029-271-3130 電子メール：fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

# 入 札 書

金額¥

(税抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
給水タンク清掃役務別紙内訳書のとおり					
履行場所	陸上自衛隊勝田駐屯地	履行期限	6.10.31		
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。  
 また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和      年      月      日

契約担当官陸上自衛隊施設学校  
 会計課長      綾戸 常貴      殿

住 所  
 会 社 名  
 代表者名  
 担当者名  
 連絡先

## 内訳書

別紙

件名	規格	単位	数量	単価	金額
給水タンク清掃役務	仕様書のとおり	ST	1		
1 勝田駐屯地					
(1)給水所 受水槽	4槽式 S製 404.7m <sup>3</sup>	基	1		
(2)給水所 原水槽	1槽式 S製 14.9m <sup>3</sup>	基	1		
2 勝田小演習場					
勝田小演習場 受水槽	2槽式 S製 16.2m <sup>3</sup>	基	1		
3 水戸渡河演習場					
水戸渡河演習場 受水槽	1槽式 FRP製 10.0m <sup>3</sup>	基	1		
計					

市場価格調査(税抜)

件名	規格	単位	数量	単価	金額
給水タンク清掃役務	仕様書のとおり	ST	1		
1 勝田駐屯地					
(1)給水所 受水槽	4槽式 S製 404.7m <sup>3</sup>	基	1		
(2)給水所 原水槽	1槽式 S製 14.9m <sup>3</sup>	基	1		
2 勝田小演習場					
勝田小演習場 受水槽	2槽式 S製 16.2m <sup>3</sup>	基	1		
3 水戸渡河演習場					
水戸渡河演習場 受水槽	1槽式 FRP製 10.0m <sup>3</sup>	基	1		
計					

提出期限: 令和6年7月19日 (金) 13:00

提出先: 陸上自衛隊施設学校会計課

直通FAX: 029-271-3130

直通mail: [fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp)

住 所  
 会 社 名  
 代表者名  
 担当者名  
 連 絡 先

陸上自衛隊施設学校仕様書

物品番号		仕様書番号	48
品名・規格	給水タンク清掃役務	作成年月日	6.6.27
		承認年月日	
		変更年月日	
		作成部隊等	施設学校総務部管理課営繕班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊施設学校が委託する給水タンク清掃役務について適用する。なお、本仕様書に記載なき事項については、「水道法」及び関係法令並びに建築保全業務共通仕様書（最新版）に基づき実施する。

2 実施場所

ページ番号

- 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊勝田駐屯地 (5/8及び6/8)
- 茨城県ひたちなか市東石川東後原 陸上自衛隊勝田小演習場 (5/8及び7/8)
- 茨城県水戸市飯富町地先 陸上自衛隊水戸渡河演習場 (5/8及び8/8)

3 役務内容

陸上自衛隊施設学校が管理する受水槽3基、原水槽1基の清掃を実施する。

給水タンクの仕様等

場 所	水 槽 名	容 量	構造・材質	作 業 内 容
勝田駐屯地	受 水 槽	404.7m <sup>3</sup>	4槽式・S製	4項 (1)～(5)
	原 水 槽	14.9m <sup>3</sup>	1槽式・S製	4項 (1)・(2)・(4)・(5)
勝田小演習場	受 水 槽	16.2m <sup>3</sup>	2槽式・S製	4項 (1)～(5)
水戸渡河演習場	受 水 槽	10.0m <sup>3</sup>	1槽式・FRP製	4項 (1)～(5)

※S製：鋼板製

4 作業内容等

(1) 清掃作業

ア 作業衣及び使用器具は、貯水槽等の清掃専用のものとする。なお、作業に先立ち、作業衣及び使用器具を消毒し、作業が衛生的に行われるようにする。

イ 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。

ウ 作業開始前に水道吸込管元バルブを閉栓する。

エ 水槽内の沈殿物及び浮遊物並びに壁面・電極棒等に付着した物質を除去し洗浄する。

壁面・電極棒等に付着した物質の除去は、水槽等の材質に応じ、適切な方法で行う。

オ 洗浄に用いた水は完全に水槽から排除する。

カ 清掃終了後は、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等を水槽内に流入させないこと。

(2) 確認

消毒前に水道技術管理者による清掃状況の確認を受けること。

(3) 消毒作業

ア 消毒薬は、有効塩素50～100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又は、これと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。

イ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるかブラシ等を利用して実施し、消毒終了後30分放置する。

ウ 前記の方法により2回消毒を行い、消毒による排水を完全に排除するとともに、消毒終了後は水槽内に立ち入らない。

(4) 水張り作業

消毒終了後、水槽への注水を開始し、定水位になったことにより流入管からの給水が停止することを確認後、マンホール蓋を施錠する。

(5) 水槽外部洗浄作業

水張り終了後、水槽外面の洗浄を実施する。その際、洗浄水が水槽内に流入しないようにすること。

(6) 水質検査

給水を開始する前に、水道技術管理者立会のもと各受水槽の水質検査（色度・濁度・臭気・残留塩素）を実施し、異常がないことを確認する。その後、給水を開始する。また結果報告書を水道技術管理者に提出する。

5 検査

作業完了後、本仕様書に基づき検査を実施する。

6 その他

(1) 資格

本役務を実施する作業責任者は、貯水槽清掃作業監督者講習会課程の修了者とする。なお、事前に講習会修了証の写しを水道技術管理者に提出し承認を受ける。

(2) 細菌検査

本役務に従事する作業者は健康状態の良好な者とし、事前に腸内細菌検査（赤痢菌腸チフス菌・パラチフス菌）を実施する。検査報告書（1ヶ月以内のもの。）の写し2部を水道技術管理者に提出し承認を受ける。

(3) 役務工程表

契約相手方は役務実施前に工程表を監督官に提出し、承認を受けるものとする。やむを得ず工程の変更を必要とする場合は、その都度、監督官の承認を受けるものとする。

(4) 役務現場管理

ア 作業現場の安全管理は関係法規に従い遺漏なく実施し、事故防止に万全な策を講じ常に注意を怠らないようにすること。

イ 本役務の実施に伴い、他の施設及び物品等に汚損又は損傷を与えた場合は、契約相手方の負担により直ちに現状復旧すること。

ウ 役務で使用する電気及び水については、官側の施設を使用することは原則認めないものとする。当該施設を使用する場合は事前に監督官と協議し、監督官の指示を受けるものとする。ただし、これらに係る光熱水料は契約相手方の負担とする。

(5) 役務写真

ア 写真はカラーとし、工事写真帳等に整理して提出すること。

イ 撮影要領については、各水槽において工程ごと作業前・中・完了後及び隠蔽となる箇所、検査の状況、その他監督官の指示する箇所について撮影する。

(6) 役務関係書類の管理

ア 役務関係書類、社内のパソコン及び可搬記憶媒体の適切な管理を実施し、情報流出防止に万全を期すること。

イ 契約相手方は本仕様書等を当該役務関係者以外に貸出し、複写及び回覧させてはならない。

(7) 実施時期

ア 実施時期は9月の平日とし、給水所の受水槽清掃は水道使用の都合上、作業日数を2日間とする。実施日については、監督官と協議すること。

イ 荒天等のため作業が衛生的に実施できないと水道技術管理者が判断した場合は、作業を中断し、監督官の指示を仰ぐ。

(8) 構内車両運行

ア 構内における車両駐車場は、監督官の指示によるものとする。

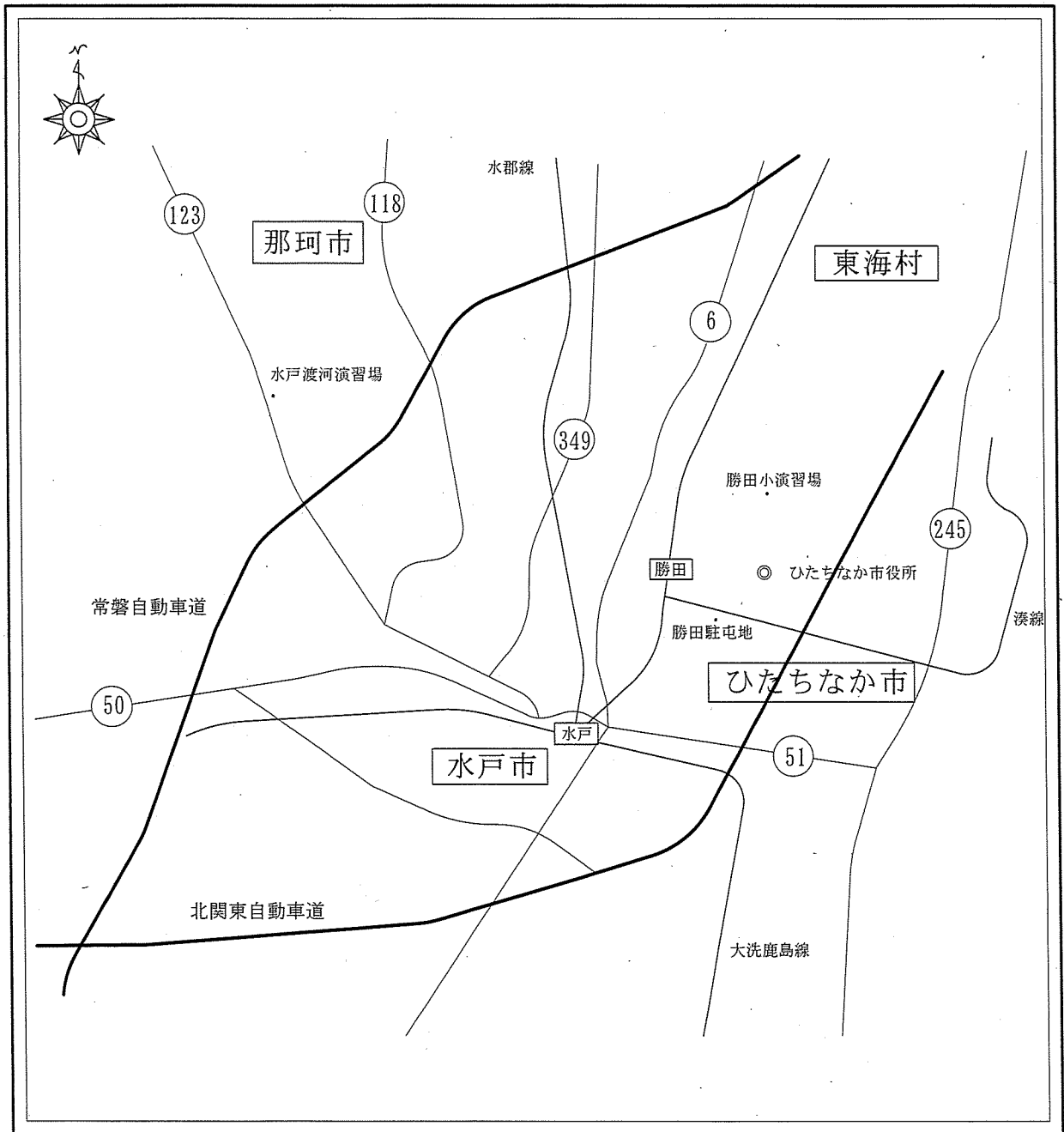
イ 構内車両運行速度は、25 km/h以下とし、安全運転に万全を期すること。

7 調整先

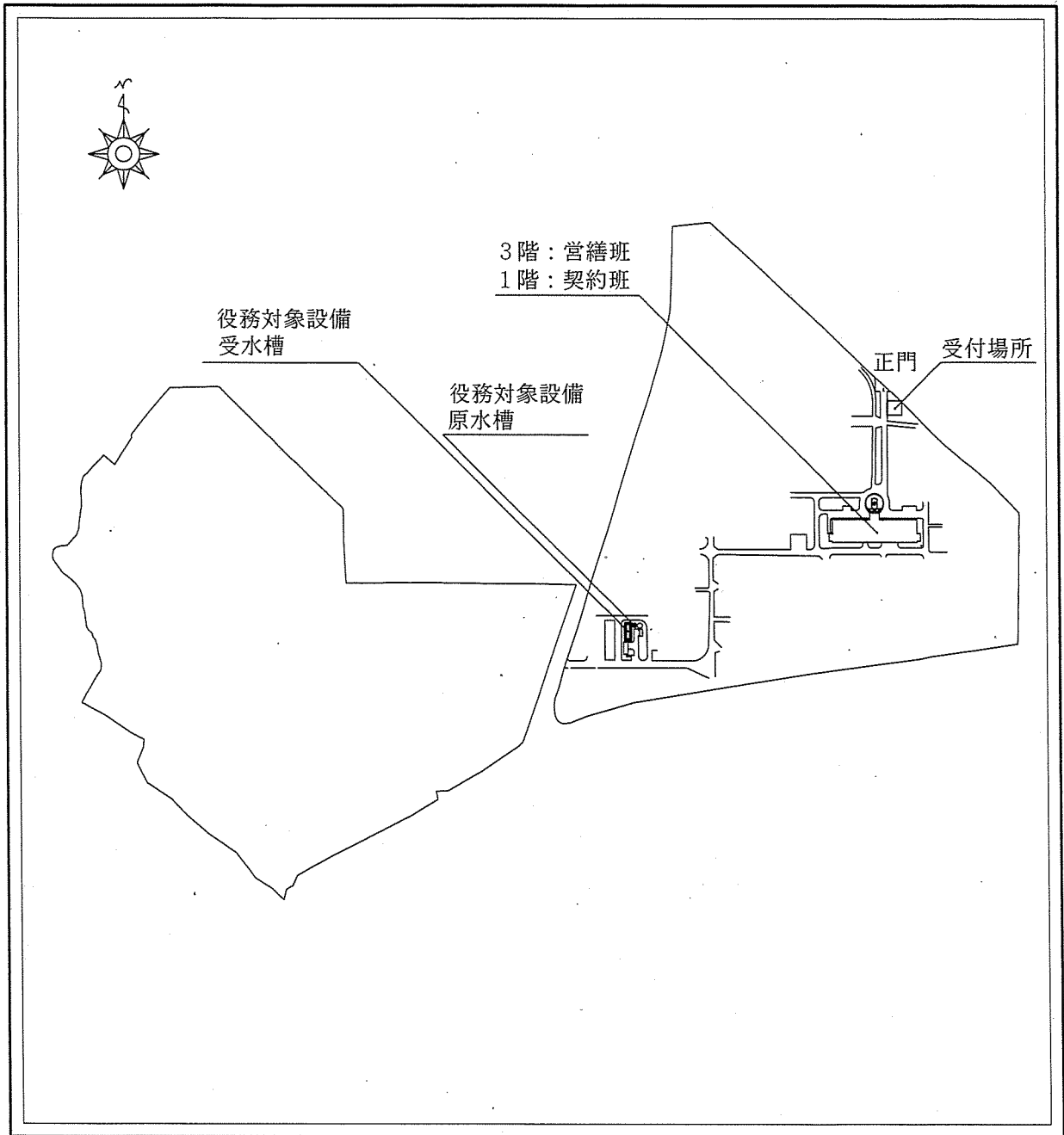
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班 給排水係長

029-274-3211 (代表) 内線255

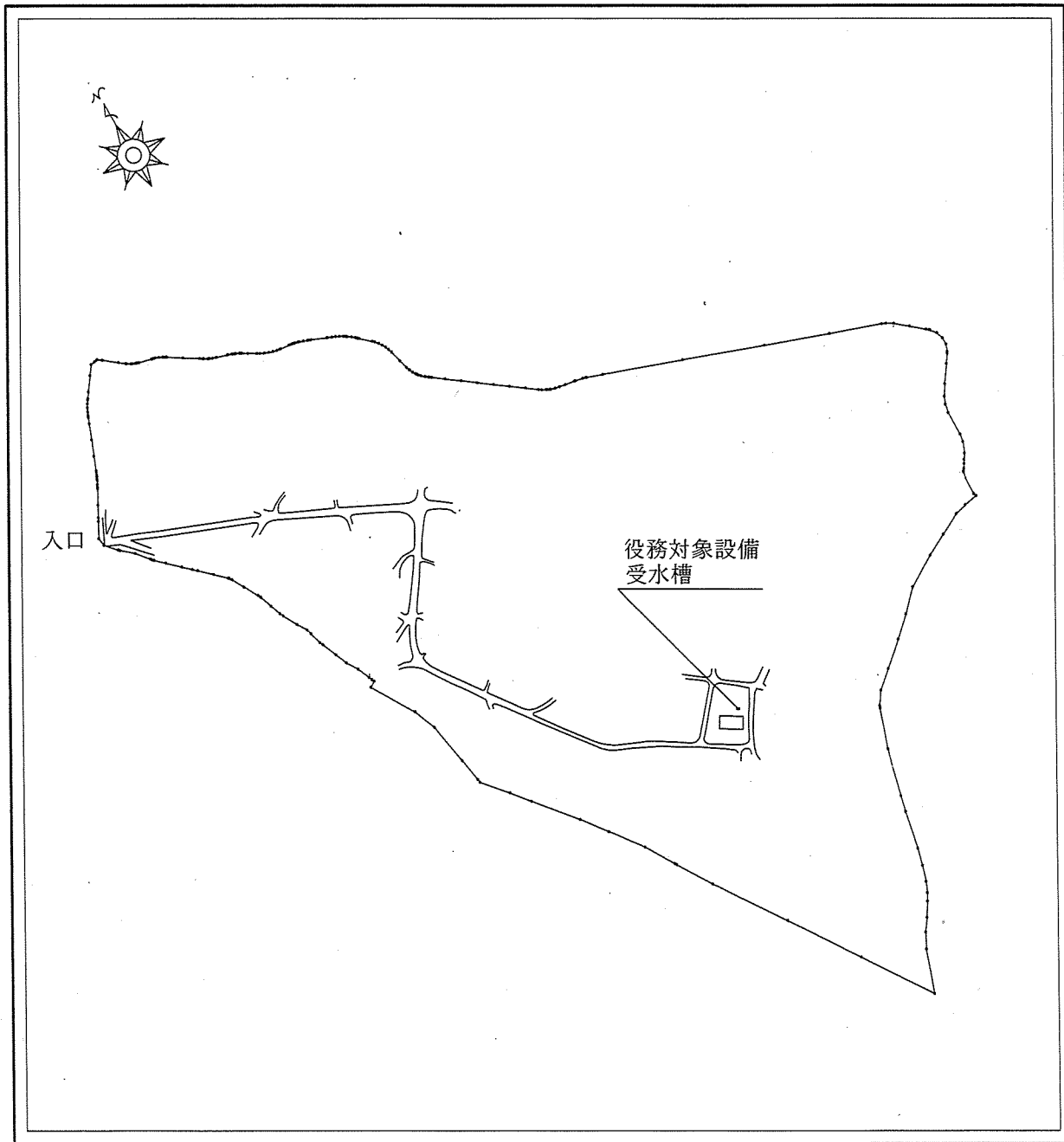




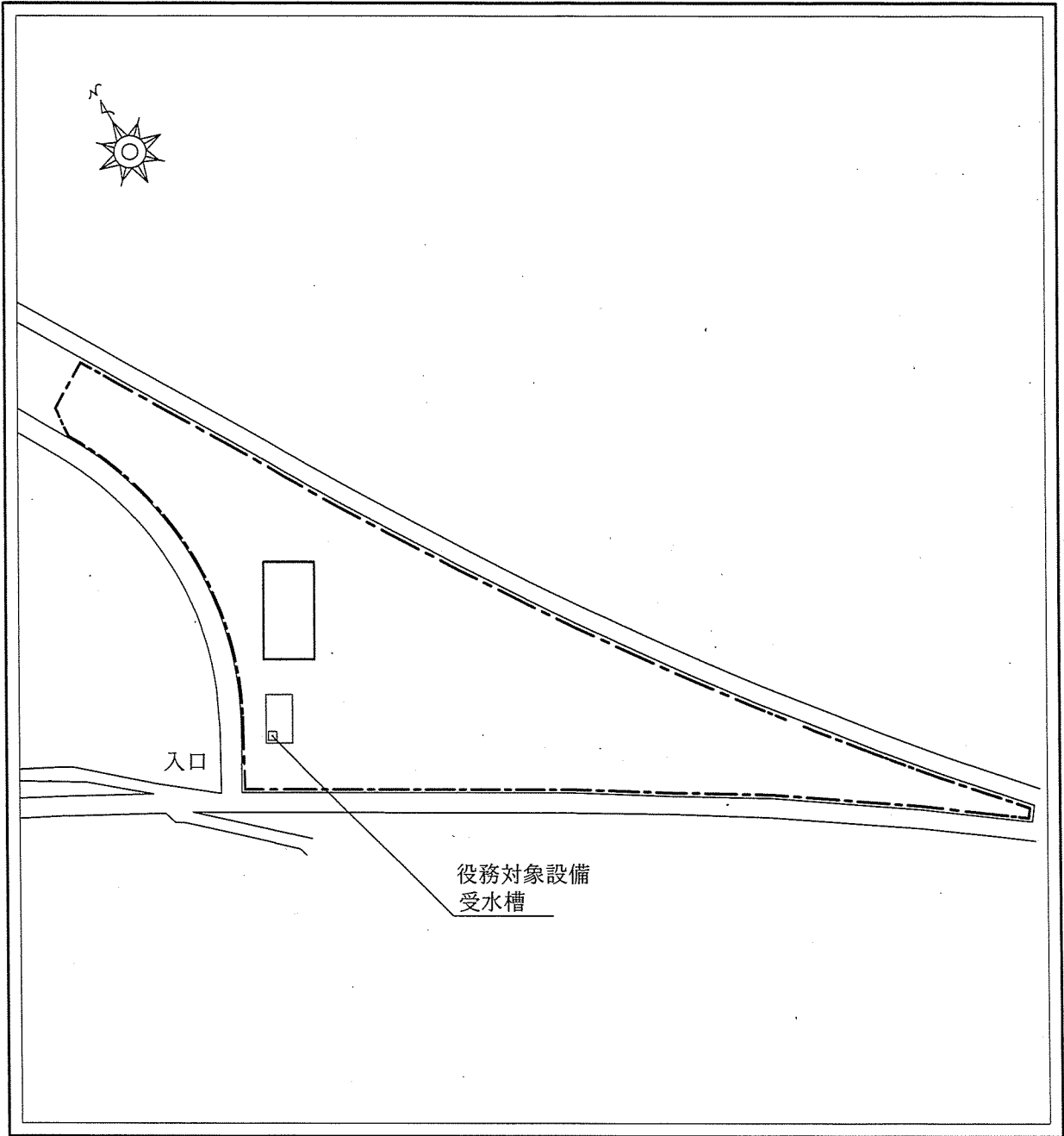
駐屯地・演習場案内図 S=FREE



勝田駐屯地配置図 S=1:8,000



勝田小演習場配置図 S=1:8,000



水戸渡河演習場配置図 S=1:2,000